

店頭商品CFD取引の統計についてのご説明

本統計は、本会が定める「店頭商品デリバティブ取引（商品CFD取引）に係る業務報告の実施要領」に基づき作成するものです。以下、この概要をご説明いたします。

1. 統計の対象

- (1) 本統計は、店頭商品デリバティブ取引のうち店頭商品CFD取引を行っている会員から報告された日本国内での取引データを集計したものです。
- (2) 本統計でいう店頭商品CFD取引とは、商品先物取引法第2条第14項第1号から第3号に該当する取引（現物先物取引、現金決済先物取引、商品指数先物取引の形態をとる取引等）を指します。従って、オプション取引、スワップ取引は含まれません。
- (3) 本統計は、商品を対象としているため、株式や債券等のCFD取引は含まれません。
- (4) 本統計は、店頭取引を対象としているため、取引所に上場される商品CFD取引は対象となりません。（現時点では、取引所に上場される商品CFD取引はありません。）

2. 利用上の注意

- (1) 金額は百万円単位（百万円未満切り捨て）です。
- (2) 外国通貨は報告対象月の末日の為替レートで日本円に換算しています。
- (3) 口座数は顧客から受け入れた証拠金等残高のある口座の数です。
- (4) 証拠金等残高は顧客から預かった金銭、有価証券等の有効証拠金額の月末残高です。なお、外貨は邦貨換算、未決済損益は加減算、充用有価証券等は自社の基準によって評価しています。
- (5) 月間取引金額及び月末建玉残高は想定元本ベース（取引単位×約定価格×数量、外貨は邦貨換算）です。
- (6) ミニ取引等（商品、原市場、通貨は同じであるが取引単位が異なるもの）は、標準取引のデータに含めています。この場合、ミニ取引等の取引単位を標準取引の取引単位に換算せず、ミニ取引等のデータをそのまま標準取引のデータと合算しています。